

③合計所得金額が3千万円以下（※）であること

④銀行等の金融機関、住宅金融支援機構等に対する住宅ローン等を10年以上にわたり分割で返済していること

⑤住宅の取得等をし、居住の用に供した人が、それまでに住んでいた家屋等の居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けていないこと
■令和2年4月1日以後に譲渡した場合：その前2年・後3年の間に譲渡した場合とその前後2年ずつの計5年間
■令和2年3月31日以前に譲渡した場合：その前後2年ずつの計6年間

※特例特別取得の場合の②の床面積及び③の所得要件は（※2）の床面積で、かつ、合計所得金額が1千万円以下とな

ります。

※税制改正により、消費税率10%が適用される住宅の取得（特別特定取得）をして、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合は、控除期間が10年から13年となり3年間延長されま

す。

詳細については、国税庁ホームページ、国土交通省ホームページをご確認ください。

■お問い合わせ

税務住民課

税務・収納グループ

☎4-251103

内線114

☎01654-2-2157

名寄税務署

【還付金詐欺（振り込め詐欺）に注意】

市町村の職員を装うなど、「市町村職員等を装った「還付金詐欺（振り込め詐欺）」にご注意ください

■電話で口座番号等の個人情報を聞くことはありません。

■町税等の納付のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。

このため、ご案内によりません。

皆様から寄付をいただきました。
ありがとうございます。（敬称略）
10月16日～11月15日受領分

・下川町に
ジャンプ選手育成支援事業として
小松 和幸（東京都）

一般事業として
北星信用金庫理事長 岡本 守（名寄市）

・社会福祉協議会に
生前のご交誼に謝して
釧路市 國分 貞夫（亡母）
上名寄 水間 秀文



「詐欺」による被害が近隣市町村で発生しています。下川町では、

■還付金の手続きは、金融機関等の現金自動預け払い機（ATM）の操作で行うことはありま

せん。

うな電話が掛かってきたときは、詐欺を疑い、すぐに電話を切ってください。

ご不審な点があるときは、お手数ですが税務住民課税務・収納グループ又は名寄警察署までお問い合わせください。

■お問い合わせ

税務住民課

税務・収納グループ

☎4-2511

内線114

☎01654-2-0110

名寄警察署